

質 疑 回 答 書

令和8年8月20日

業 務 名 都市再生整備計画(上の川周辺地区)事後評価作成等業務

質 疑 事 項 (図面番号: 番 仕様書: 頁 設計書: 頁)

入札参加資格で、都市再生整備計画の策定業務、事後評価業務あるいはまちづくりの検討業務を元請けとして履行した実績を有する者であることが条件になっていますが、まちづくりの検討業務は都市再生整備計画に基づくものに限定されますか。
また、まちづくりの検討業務に該当することの判断基準はございますか。

回 答

まちづくりの検討業務は、都市再生整備計画に係るものが条件です。判断は、該当する業務の実績(テクリス等)において判断します。